

---

プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 218 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 218 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 16 日開催）において、本プロジェクトにおいて対象とする組合等への出資に関する開示（注記事項）について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （オプションを適用している旨の注記）

2. 時価評価（評価差額は OCI）するオプションを適用した場合、時価評価（評価差額は OCI）するオプションを適用している旨の注記を要求するとする事務局の提案に賛同する。
3. 時価評価するオプションの概要を記載することは、財務諸表利用者の理解促進の観点から適切であると考ええる。

### （オプションを適用するファンド又は銘柄の選択に関する基本的な方針に関する注記）

4. 時価評価（評価差額は OCI）するオプションの適用単位をファンド単位又は銘柄単位で選択可能とする場合には、オプションを適用したファンド又は銘柄の個別名称を開示する必要はなく、オプションを適用するファンド又は銘柄の選択に関する基本的な方針に関する注記を要求するとする事務局の提案に賛同する。

### （評価差額の開示）

5. 組合等の構成資産である時価評価（評価差額は OCI）する市場価格のない株式について、時価が取得原価を超えるものと取得原価を超えないものに区分したうえで、それぞれの取得価額、時価及び時価評価差額の持分相当額を総額で注記することを要求するとする事務局の提案に賛同する。
6. 市場価格のない株式の時価評価を例外的に認めるものであるため、現行基準における要求水準を超えた注記を追加することに違和感はない。

7. 現行基準において組合等が保有する構成資産の時価に関する開示は要求されておらず、オプションを適用することをもって詳細な開示を求めることに違和感があることから、金融商品の分類及び測定の見直しに関する会計基準の開発を行う際の考慮事項とすることが適切と考える。
8. 定量的な情報として、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額の注記の内訳として、時価評価するオプションを適用した組合等への出資の金額を注記することが考えられる。

**(レベル3の時価に関する開示)**

9. 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）第5-2項(3)及び(4)で求められるレベル3の時価に関する開示要求事項に相当する内容の開示を要求せず、金融商品の分類及び測定の見直しに関する会計基準の開発を行う際の考慮事項とするアプローチを支持する。
10. 財務諸表利用者の観点から、レベル3の時価に関する開示は有用ではあるものの、必ずしも必要とまでは言えないことから、金融商品の分類及び測定の見直しに関する会計基準の開発を行う際の考慮事項とすることで問題ないとする。
11. 時価開示適用指針に定める金融資産の時価のレベルごとの内訳に関する事項に相当する注記を求めた場合、組合等の構成資産を銘柄ごとに管理する必要があるため、過度な対応であるとする。
12. 時価開示適用指針では、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関して、企業自身が観察できないインプットを推計していない場合には記載を要しないとされているため、時価開示適用指針に定める金融資産の時価のレベルごとの内訳に関する事項に相当する注記を求めたとしても注記が不要となる場合があるとする。
13. 算定された時価の信頼性に関する対応としてレベル3の時価に関する開示が必要であるとする理屈に違和感がある。
14. 時価開示適用指針第5-2項(1)及び(2)に相当する注記を要求することを想定しているのか確認したい。

**(その他)**

15. 時価評価するオプションの適用単位をファンド単位又は銘柄単位で選択可能とする場合、取得時に選択することとし、その後の取消しは不能とすることを想定しているという理

解でよいか確認したい。

以 上